

第十回 参議院農林委員会會議録 第二十二号

昭和二十六年三月二十三日(金曜日)午後二時二分開会

本日の會議に付した事件

○農林委員会法案(内閣提出、衆議院送付)

○食糧管理法の一部を改正する法律案(内閣送付)

○食糧の政府買入数量の指示に関する法律案(内閣送付)

○農林政策に関する調査の件(蚕糸対策に関する件)

○委員長(羽生三七君) それでは委員會を開会いたします。

昨日に引續いて農林委員会法案の審議をいたしますが、この同法律中、兼職禁止に関する規定について政府から只今お手許に資料を配付したようであり、一応説明を求めたいと思ひます。

○政府委員(藤田巖君) これは本来地方自治庁のほうで御説明頂くのが筋かとも思ひますが、便宜代りまして御説明を申し上げます。

従来の公職選挙法の施行令が一部改正に相成りまして、三月二十日から施行ということに相成つております。この政府の案によりますれば、従来では片方兼職禁止になつておりましたのが、市町村の委員につきましては全然自由になつたと言ふことであります。それをもう少し詳細に御説明を申し上げますと、従来の公職選挙法では、その八十九条で「国又は地方公共団体の公務員は、在職中、公職の候補者となる

ことができない。但し、左の各号に掲げる公務員は、この限りでない。」つまり農林委員会もそうであります。従来は農林委員会及び農業調整委員会等の委員は、地方公共団体の公務員でありますので、公務員の資格のまま公職の候補者となることができないと言ふわけでありました。但書がございまして、但し、左の各号に掲げる公務員は、この限りでない。」とありまして、その第三号に「専務として委員、顧問、参事、嘱託員その他これらに準ずる職にある者で、臨時又は非常勤のものにつき、政令で指定するもの」これは例外規定を設けられております。その政令が今回変更されてこれは公職選挙法施行令の一部を改正する政令であります。九十条が改正に相成りまして、法第八十九条第一項第三号の規定によつて、在職中、公職の候補者となることができる者は、臨時又は非常勤の国又は地方公共団体の公務員で左の各号に掲げる者とする。その一号に「委員長及び委員の名称を有する職にある者で別表第二に掲げる者以外の者」つまり別記されたもの以外のものが自由であるということに相成つております。その別表の中に農地委員会委員、農業調整委員会委員等が書いてあるわけでありまして、その別表が今回改まりまして、備考といひまして、この表中農地委員会委員、農業調整委員会委員及び漁業調整委員会委員(瀬戸内海連合海区漁業調整委員会委員を除く。は)市町村の議会の議員、長及び教育委員会の委員の選挙以外の公職の選挙の場合に限るものとする。かように改正に相成りましたわけでありまして、従ひまして、これによりまして市町村の委員会の委員につきましては、現在の資格のまま、例えば市町村の議会の議員について立候補ができる、かように相成りました。片方のものが両方とも兼職禁止の規定が削除された、自由になつたということに相成ります。

○委員長(羽生三七君) まだ出席を要求してある農林大臣が見えられませんが、先ほど申し上げたように農林委員会法案の審議を継続いたしますが、若し大臣が見えられませんでしたら、先日來問題になつております、農協再建整備の問題並びに農業共済組合の連合会の損失補填の問題、この両案件について御質疑を願ふことにいたしました。大臣の見えられるまで、農業委員会法の案の審議をいたしたいと思います。なおこの農業委員会法案は食糧関係の諸法案とも重要な関連を持つておりますので、昨日各委員各位からの御要求もありまして、今日は食糧庁長官も出席されておりますので、單に農業委員会法案と限定せず、食糧関係法案との関連において御質問を願つて結構だと思ひます。

○片柳眞吉君 私は食糧法或いは食糧管理法の改正になるに當りまして、実体的な質問を数点いたしたいと思ひますが、この前、農林大臣から御答弁がありまして、十月までは米麦等で二合七勺の配給を継続したい。十一月からは米のみで一合五勺の配給にするという方針の闡明があつたわけであり

ますが、そこでそうしますと、今年の麦の出廻つて参ります六月頃からは十月までは、政府からは二合七勺の配給がある。それと並行して麦の自由販売、自由消費がここにあるわけでありますが、そうなつて参りますと国の全体の需給計画から見ると、政府が全部国内麦を抑えて計画配給をしますれば、はつきりした不足量が出て参りますけれども、自由販売、自由消費に麦がなりまると或いは人間の腹に入りませんで或いは工業用に費消される、或いは動物の飼料になるといふものが相当あると思ひるのでござい

ます。そうなつて参りますと現在の政府の計画の二百八十万吨にいたしましても、これは大体麦が二合七勺の程度において人間の腹へ入るといふ前提で二百八十万吨の不足量が計算されると思ひますが、今言つた六月から十月の頃には二合七勺の配給と自由消費が並行する、それから十一月以降は米だけの配給になつて参ります。その消費が、主要食糧以外の消費が相当増えて来はしないだろうか、それを要輸入量が相当増大をして来るといふことは、見方はいろいろあるかと思ひます。今までは政府といたしましては振向けておらんから、その用途のものは新規に全部顕在化して来るという見方をいたしますれば、或いは四十万吨、五十万吨といふ数字になるかと思ひます。併し現実的には非常に厳格な統制をいたして

おりますけれども、麦の生産統計と、

○政府委員(安孫子藤吉君) 只今のお話の点は非常にむずかしい問題でありまして、数字的に潜在需要がどの程度顕在化するかと云ふところの算定の問題になるわけでありまして、初めてのことであります。初めから目下検討をいたしておるわけであり

ますが、お話を通つて現在二合七勺の配給制度なるものが、実効価格が公定価格と近づいて参りまして、その面から統制が必要がないという一つの現象が生れたといひました。そのために統制を外すということにいたしました。その段階でも意味がある一つの消費規制というやうな面に麦の用途についての規制力があります。に、意味があるといふことも考えられるのであります。これが自由にした場合にどの程度顕在化するかと云ふことは、自由経済時代における固有用途の数字その他から検討いたしました。それが現在統制下においてはどの程度まで現実的に消費に充当されているかといふ算定をいたして、その差引の上にある程度顕在化して来るかといふものを検討いたしておるのであります。結論は出ておりませんが、見方はいろいろあるかと思ひます。今までは政府といたしましては振向けておらんから、その用途のものは新規に全部顕在化して来るという見方をいたしますれば、或いは四十万吨、五十万吨といふ数字になるかと思ひます。併し現実的には非常に厳格な統制をいたして

おりますけれども、麦の生産統計と、

○政府委員(島村軍次君) 数字に亘りますので、食糧庁長官からひとつ。

第九部 農林委員会會議録第二十二号 昭和二十六年三月二十三日【参議院】

一

供出数量その他の関係から見ますと、やはり麦につきましては供出外に相当流れておるものが大量にあるという私どもは見方をいたしてあります。そういったしますと、そうした固有用途というものの対して、全然それが使われておらんのではなくて、やはり相当別の形においての麦が使われておるといふ見方をいたしますれば、その顕在化する程度というものは、それほど大きくないというふうな考えているのであります。大観いたしますと、数字を以てお伝えを申し上げますまでまだ固まつておりませんけれども、大局的に申しまして固有用途の顕在化というものは恐るべき数字にはならないのではなからうかと想像をいたしております。

●片柳眞吉君 私は今御答弁のうちで、今まで實際消費しておつたいわゆる潜在した消費を表面に顕在化するというところだけでありますれば、これは別段外国からの輸入数量も殖えないと思ひますが、勿論そういうものも私はあるだろうと思ひますが、併し食堂と麦が自由販売となり誰がこれを買つて消費してもよろしいということになれば、やはり私は潜在しておつたものが顕在化する以外に、相当例えはビール会社が堂々と麦を買付けて消費する、或いは飼料工場でどん／＼麦を買付け消費する。こういうことになつて来ますれば、やはり私は新らしい、潜在しておるものが顕在するのではなくて、絶対の新規消費が、人間の主要食糧以外の消費が殖えて来るのではないかと、そうなつて来ますれば、米だけ一合五勺にして、あとの一合二勺は大体麦等で消費する、麦等で一般国民が食べるということが保障されますれば、

これは要輸入量は大きくして私は増大しないと思ひますが、ともかく自由販売、自由消費になりますれば、私はやはり新規の人間の消費以外の増が当然殖えて来ると思ひます。勿論私はここで具体的な計数に亘つての御答弁の要求はいたしてありませんが、少くとも外国からの要輸入量は相当数量が殖えるというところについての考え方をこれは一つ計数ではありませんで、考え方でありますから、特に一つ政務次官からお答えを願ひたい。

●政府委員(島村軍次君) 私はさういふようには考えません。これも私の感じでありますから、或いは御議論はあろうと思ひますが、私は従来の統制の過程を考えて見ますと、一応片柳さんのお話のようなことも考えられると同時に、これは消費の部面が或る程度まで自由になりますと、確かに麦は潜在のものが顕在して出て来ると同時に、消費量についても、これは相当變つて来ると思ひます。いわんや今回の昨年来やりました甘藷、馬鈴薯及び雑穀等の数量を考えますと、これはその方面の数量が相当立つて参ると思ひます。御指摘のような飼料の問題等から考えますと、確かに飼料用に廻る量や或いは殖えるかも知れません。併しむしろ農家の立場から言へば、これは別の観点でお尋ねと違ふかも知れませんが、飼料の問題はこれは農家自身も非常に苦しんでおつたのであります。そこにおのずから融通性も出て参りまして、農家の経営全体についての融通性ができるということとは、やがて消費量においても融通性ができる、必ずしも輸入量が増すということには甘藷、馬鈴薯の例或いは

は今回の雑穀統制解除の例から考えまして必ずしもさういふにはならない。こういう私は感じを持つておるのであります。

●片柳眞吉君 これは非常に私は意外な答弁だと思ひます。安本の言われるような、確かに麦の闇なんかもありましようから、それだけでありましたればこれは人間以外の消費量の増はないかと思ひますが、今の飼料事情なり或いは酒の状況等から見て参りますと、少くとも堂々と自由に誰が買つて使つてもいいということになりますと、これは私は、数量の見通しは付きませんけれども、とにかく主要食糧といひますか人間の口に入る前に、相当に私は他の用途に絶対的な消費増が起つて来る。こういうことは私は間違いないと思ひますのであります。従つてその分だけ私は外国から入れませんと、やはり人間の口へ入る米麦の必要な数量に達しないということになるわけでありまして、これは私は数量の多寡はあえて申しませんけれども、そういう方向になることは私はこれは当然だと思ひます。一つその辺は或いは安孫子長官の御答弁も併せてお願いしたいと思ひます。

●政府委員(安孫子長官) 今非常にいろいろ／＼なところに関係して来る問題だから、私も断言と申しますか確信を持つてお答えができないのであります。が、潜在需要が顕在化することになると、それから又現在統制下でありますから、新規需要というものが大つびらになつておられます。それが抑えられておる。それが自由になれば、それが大つびらにやれますために、その方面の消費増というものはこれは出て参ると思ひます。その数量がお話のように幾らであるかという算定はなか／＼困難でありますけれども、その需要増というものはあろうかと思ひます。それが直ちに国内におきます二合七勺その他の問題にどう響くかという問題になりますれば、ビールに向いたものがこれは食糧として間接的にも行くという性質のものでもありませんので、こういうものは捨てなければならぬのであります。そのうちの若干の部分はやはり配給食糧という形ではありませんけれども、別途の形においての食糧になるものもあるかと思ひます。

それからもう一つは販売に対する一つの見方でございますけれども、現在の供出制度でやつておられますけれども、これを自由にした場合に現在でも麦等については、補正を受けました農家が非常に苦しんでおりますけれども、一面相当増産した農家も、奨励金が少い、或いはいろいろ／＼その翌年の考慮等からなか／＼出ない、販売網に乗つて来ないという性質のものも若干あるかと思ひます。そういうものが自由でありますれば出て参るといふことで、国内における販売高という方面にも自由をいたしますれば影響が出て参りますので、その差引をいたしましてどの程度のネットの需要増といふものが出て来るかという計算になりますと、非常に複雑であります。それは申上げませんがお話のように新規需要増というものは確かにあろうかと思ひます。併し一面販売高が殖えるということも考えられます。その差引いろいろな関係からネット輸入増といふものが幾らになるかということについては、お答えいたしかねますけれども、

厳格な統制をやつておりました時よりも、自由にいたしますればそこに相当含みのある輸入要請というふうなものを考慮しなければならぬかと思ひます。

●片柳眞吉君 安孫子長官の答弁ですが、大体の方向としては了承いたしました。とにかく全然輸入数量が殖えないという考え方では私は統制を外すというところは、極めて私は考え方が杜撰だと思ひます。これは是非一つ慎重にお考えを願ひたいと思ひます。もう一つ関連的な事項で御質問いたしたいのは、十一月から米だけで大体一合五勺の配給になる、こういうことになつて参りますと、農家といひまして米を作つておらん農家が相当あるわけでありまして、或いは麦なり、いもだけを作つておる、麦といもで大体の農業経営をやつておる地方が相当あるのであります。そういう農家につきましても、いもも自由販売である、麦も自由販売である、要するにこれは自分の食糧に充てるものを全部これは売つてもよろしいということになるわけでありまして、そうなつて行きますと、今言つたやうな麦なりいもで農業生産をやつておる農家につきましては、その農家からやはり国民としてひとしく一合五勺の配給を欲しいと言つて来た場合に、私はこれを拒否することとはできないのではないかと思ひます。ありますが、そうなつて来ると、これは農林省に相当精細な調査があると思ひます。併し、麦又はいもだけでやつておる九州なり四国のさういふ農家が相当あるわけでありまして、そうしますと、米のみの配給の場合には麦作農家、いもを作つておる農家に対

しての新らしい配給が当然私はここに出る来ると思ふのであります。それは当然配給すべきものと考へます。それはそれに対する考へと、それからこれは大体私は数字は出ると思ふのであります。そして、そういう農家の数がわかつておりますから、全体で配給に要する新らしい増加がどのくらいかというこゝとは見当が付くと思ふのであります。それにつきましては政府側のお考えを承わりたいと思ひます。

○政府委員(安孫子藤吉君) 今のお話の点は、雑穀單作或いは麦單作農家に對しまして、米について交換の形式で以て順次最近米もやるといふような形で処置して来ておりますけれども全面的ではございません。これが麦を外しますれば全面的にその問題を考へなければいかんと存じます。大体どれくらいの数量になりますかは只今資料を持つておりませんので、この次の機会に御説明いたします。

○片柳眞吉君 それから米だけで一合五勺にした場合に、例えば東北なり北陸のような單作地帯におります消費者のこゝを頭に浮べて考へて見ますと、一合五勺だけの配給では到底やつて行けんことは明瞭であります。而も今まではさうな事態は、雑穀なり麦の販売なり、或いは消費という例は非常に私は少いと思ふのであります。そうなる一合五勺で足らざるものは私は附近の農村から闇で米を買ふということが相当出て来ると思ひますが、これはやはりめぐつて米そのものの供出にも相当影響が出て来る、こういうふうで考へるのであります。そこについて、米だけは統制を続けるというわけではあります。そこにはやはりこれ

をみずから自給的な、附近の闇買いを助長するといふような私は傾向を見なければならぬと思ふのであります。その点はどういふふうにお考えになつておりますか。

それから十一月からありますから、その間に準備はできるかも知れませんが、東北、北陸地方には、小麦粉などの配給、そういう商取引の慣行も非常に少いと思ふのであります。そうなるで見ますと、関東以西でできた麦製品が円滑に向うへ流れませんと、特に今言つたような闇買いを助長するといふふうにお考えられますが、この辺につきましてはどういふお考えを持つておられますか、御答弁を願ひます。

○政府委員(安孫子藤吉君) 一合五勺と俗に言つておりますけれども、これは全国平均しての話であります。御承知のように現在でも保有高に占める米の割合といふものは各府県別に違つております。相当傾斜はこれは月によつて違ふかと思つております。それから麦を外した場合に、米の供出等に相当影響あるのじやなからうかというお尋ねであります。その点は影響がないとは申上げられないと思ひます。統制をやつて参る過程におきましても、当初は米だけをやりましたがそれだけで行かないのであつて、順次麦或いは雑穀その他にまで及んだ過程を逆に振返つて見ますとその間にやはり相當の関連性がありますので、全然米の供出に麦の解除が影響なしと言ふことは、これは申上げられないと思ひます。

千時間もあることではありますから、その間に相當円滑な流通機構ができますようにやつて参りたい、かように考へております。

○小林孝平君 麦を自由にすることは、農家の立場から又消費者の立場から必ずしも有利にならないといふことは、しばしばこの委員会でも私たちは申し上げておたのであります。けれども、もう一点麦の統制の撤廃といふことは製粉精麦の中小工業を非常に圧迫するといふ点から、私たちは一つ政府にお尋ねをいたしたいと思ふのであります。それは製粉精麦は現在政府の委託を受けて加工しておるのであります。それけれども、現在の工場能力は終戦後の急速に製粉精麦をやらなければならぬといふ必要のために非常に必要以上その能力がふくらんでゐる。製粉につきましては必要量より二倍、精麦については三倍近くの能力が殖えておると考へられるのであります。現在大工場においては三、四〇%しか操業をやつておられない。その能力に比較して三〇乃至四〇%しか動いておられない、こういうことになつておるのであります。これは統制が解除になりますと、こういうような大工場はフルに運転する必要上から大量な買占めが行われまして、大資本の影響のため中小企業は圧倒されるということになるだらうと思ふのであります。

この必要以上に製粉精麦の工場能力がふくれたといふことは、全く政府が當時の食糧事情の影響を受けて、政府の責任にあいてこういうような必要以上に能力をふくらしたということになるのであります。私はこの統制解除の結果大工場に圧倒されて中小工業が潰れる。これは要するところ政府の責任において解決しなければならぬ問題であらうと思ふのであります。この麦の統制が解除されますならば、製粉精麦の工場は激烈なる淘汰が行われるであらうと思ふのであります。政府は現在までの工場を整理するの処置をとらなかつたのは、企業整備のために資金が必要であるとか、或いはいろ／＼のむずかしい問題があるから現在放任されてあるのだらうと思ひまして、それを單に麦の統制撤廃といふことで、何ら中小企業に補償しないのでこれらをその犠牲のために潰してしまふといふことは、甚だ許しがたいところであらうと思ふのであります。従つて現在政府は、この中小企業が麦の統制緩和のために、撤廃のために潰れるのをどういふふうにかこれを救済し補償しようと思つておられるのか、そのお考えを承わりたいと思ふのであります。

○政府委員(安孫子藤吉君) 製粉精麦等の加工工場に對して、撤廃をいたしたときの補償措置を考へておるかどうかというお尋ねは、国といたしましては補償措置といふことは考へておりません。これは非常にむずかしい問題であります。三〇%の操業率というお話がありましたが、一面消費者価格を引下げるといふ建前からいふと中間経費を成るべく節約する、その一つの方法としては加工賃等を減らすべきだと思ふ。併しそれが只今お話のありましたように中小商工業の問題もありまして、比較的政府といたしては均霑した作業形態をとつておる、そのために操業率が三〇%であるがこれはコスト高になるのであります。消費者価格

を引下げる観点を完遂いたしますならば、集中生産をやりましてフル運転をやらしてコストを下げるということも最も正しい行き方だと思ひます。そこは全般の情勢から調整をとつて今までやつて来ておるわけでありまして、それが統制が撤廃になつた場合に、相當キャパシティとしてはオーバーしてありますので淘汰が行われるかと思ひます。併しこれは只今お話のように軒並にばた／＼行つてしまふ、大製粉工場だけが残りといふ形は出て参らないと存じております。大製粉工場といふところは、大製粉工場といふところではございません。又小さい製粉工場等はそれとしてのやはり特徴を持つておりますからそれが軒並に行つてしまふといふ形は出て参らないかと思ひます。若干私ども氣を使つておりますのは、中型工場が一体どういふ方向に行くだらうかという点については慎重に考慮をいたしておりますけれども、只今お話のように国家でこれを補償するといふようなことは考へておりません。

○小林孝平君 この麦の統制撤廃の結果、中小企業を非常に圧迫するといふ点については只今長官のお話になりました点について私たちがまだ十分納得できないのでございますけれども、これはその程度にいたしまして、もう一つ、この統制撤廃の結果今のような関係もありまして又ほかの関係もありまして、加工業者、配給業者が相當投機をいたしまして、価格が相當騰貴する傾向にあるだらうと思ふのであります。現に雑穀は統制撤廃後すでに二倍乃至三倍の値上げをしている、而も農家の手取りといふものは全然殖えておらな

い。こういうように麦の統制撤廃後は、投機の傾向が非常に顯著に現われて、特に最近の糸へん或いは金へんの連中が麦のスペキュレーションをやろうとして待機しておる。こういうような情勢にあるのでありますが、これに對してこの投機、スペキュレーションの結果価格が暴騰する、これに對してどういう防止策をお考えになつておるか承りたいと思ひます。

○政府委員(安孫子謙吉君) 雜穀等についての例から、麦の統制を撤廃いたしますと、雜穀の価格に現われましたような非常な暴騰が行われるのじやないかという御懸念は、私もはさようには考へておりませんのでございませう。雜穀は統制解除前後においてあるやうな相場が出ましたけれども、これはいろいろ／＼な思惑が解消したことが大きな原因であります。麦についてどうかと申しますとこれは外麦が半分以上でありまして、これは政府が全部握つておるわけでありまして、これを或る價格で放出するという牽制がありますれば思惑をするにも思惑のしようがないのじやないか、又御承知のように麦はそう貯蔵性のありますものではございませうし、手持をいたしておりますれば自然に品揃ひも来る性質のものであります。こういうものを大量に政府が別個のストックを以てそれでコントロールする体制をとつておる環境下におきまして、そう大きなスペキュレーションというものは私にはあり得ないといふふうに考へております。

○委員長(羽生三七君) ちよつとお断りしておきますが、食糧庁長官が衆議院の都合で中座するやうでありますけれどもその間立川企画課長がおられますので御了承願ひます。なお私からお願ひして置きますが、政務次官もおられることでありますけれども、この法案の審議に入つてから農林大臣、再三の出席を要求してもお見えがないやうであります。これは審議を進める上に非常に影響がありますので、こちらから出席要求があつたときはできる限り出席されるやう御配慮願ひます。

○江田三郎君 今日農林大臣、大蔵大臣の出席を要求しておられるのであるか。おられるとすればその後の経過はどうなつておりますか。

○委員長(羽生三七君) 私からお答えいたします。要求しております。農林大臣は今探しているけれども行方がわからない、大蔵大臣も出席を督促しております。

○小林孝平君 政務次官にお尋ねいたしますが、麦の統制が解除されるといふのは非常に食糧事情が好転したといふことで解除されるのであります。政府はそういうふうな御説明になつておりますが、この食糧買上系統の法律案を見ますと、昨日も申上げたやうに今まで決議機関であつたのが諮問機関になつておる。又この食糧管理法の一部を改正する法律案の末尾を見ましたところ、麦の供出をしないことに對する罰則が、従来米麦ともに三年、三万円になつておつたのが麦は急に二万円以下に罰金というふうになつておるのであります。こういう点から私は考へまして、今日の衆議院に積雪寒冷單作地帯の法律が成立したのでありますけれども、政府のいろいろ／＼な施策といふのも、政府のいろいろ／＼な施策といふのも、非常にこの積雪寒冷單作地帯の農家に對して不利のやうないろいろ／＼の施策が行われておるといふ感じを深くしておるのであります。私はこのことがわかりましたら單作地帯の農家といふものは非常に不安、失望するだらうと思ふのであります。従来も非常に食糧事情が緩和したならば、麦を二万円にするなら米についても三年、三万円というのを直ちにこの麦と同様に二万円にして頂きたい、こういうふうな思ふのであります。これははつきりと政務次官からそれができるかどうか御返事を頂きたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 統制に對する罰則は成るべく軽くするといふ考え方は同感であります。米について従来考へ方と申しますか、従来の方針を大體踏襲することになつておりますのでそのまま踏襲し、麦については本委員会等の御希望の点もありましたのでその御希望の点を取入れまして罰則を軽くいたしましたやうな次第であります。

○小林孝平君 單に従来の方針を踏襲するといふお話でございしますけれども、従来の方針を踏襲して下さいと希望したわけではないのであります。麦について軽くしてくれといふことをこの委員会が話があつて直ちに二万円以下になつた。従つて米についても従来から一口に米麦と、こういうことになつておるのであります。三年、三万円を二万円にして頂きたい、しなければならぬ、こういうふうな我々は考へておるのであります。この麦の統制を緩和撤廃されますと、これはいろいろ／＼の見方がありますけれども、麦は非常に不作であるといふことになりまして勢い米の供出が強化される。こういうことになつて米作單作地帯の農家に對する重圧は一層加わる。こういうふうなことで非常に全国の供出量の四〇%を供出しておる單作地帯は不安に考へておるのに、更にここに突如米と麦との罰則が非常に甚しく均衡を失しておる、こういう事実を見たら供出に對する意欲といふものは全然なくなるであらうと私は考へるので、是非これは簡單に従来通りということではなくて、慎重に御研究下さることをお願いしたいのであります。

それから次に先般、緊急食糧対策実行委員会の委員長足鹿覺氏から農林大臣に質問書を提出したのでありますけれども、これは正式のものではありません。私は「農業復興」に出ております記事からお尋ねしたのであります。けれども、外国食糧輸入に關する外貨予算についての質問に對しまして、政府は「四一六月の外貨予算についても相当額を組むべく努力している、外貨資金面からする食糧買付けの不安は全くない」といふやうに御答弁になつておりますけれども、私の聞くとところによりますと、この四一六の外貨予算は現在零に査定されておるのであります。これに對する農林次官のお考え、零になつて食糧輸入に差支えないのかどうかといふことをお尋ねしたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 外貨予算がなくなつたといふやうなことはないと思ひます。従いまして四一六の買付についても目下交渉を進めておるのであります。そのために支障を來さすといふやうなことはないと思ひます。

○小林孝平君 私は極く最近の、数日前に外貨予算の査定がありました四一

六の食糧輸入の外貨予算は零になつて目下復活要求中であるといふことを聞いておりますけれども、政務次官はそういうことはないとおつしやるのでありますけれども、更に調査をお願いいたします次第でございます。更に同様にこの回答文に万一の統制を撤廃いたしまして不作の場合はどうするかといふことであります。この問題につきましては、後刻はかの問題と關連いたしましてお尋ねいたすことにいたします。

次に食糧買上げ系統に關する法律案につきましてお尋ねをいたします。同案の第十條に保有米の点があるのではありませんけれども、これは麦の統制が撤廃になりますれば、米だけで保有米が決定されることになると思ひます。この法案によりますと、「保有數量を確保して政府買入數量を定めなければならぬ」といふやうになつております。私は麦の統制を緩和し、繰返して申上げるやうに、食糧事情が非常に好転して麦の統制も緩和する、こういうやうな状態にあるならばこの保有數量を法律で明確に何合何勺といふやうに明記されるのが至当であらうと思ふのであります。單に訓示規定で以てこれを過さうといふことは非常に安易な考へ方であらうと思ひますが、これに對して政務次官のお考えを承りたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 保有量の算定は御承知のやうに従来食糧で取扱つた量から行きますといふと、年齢差或いは農家の實際の状況によつて米、麦その他の保有量等の計算で、なか／＼計算を一律にこれを現わすといふことは困難な事情にあつたので、恐らく法

策が行われておるといふ感じを深くしておるのであります。私はこのことがわかりましたら單作地帯の農家といふものは非常に不安、失望するだらうと思ふのであります。従来も非常に食糧事情が緩和したならば、麦を二万円にするなら米についても三年、三万円というのを直ちにこの麦と同様に二万円にして頂きたい、こういうふうな思ふのであります。これははつきりと政務次官からそれができるかどうか御返事を頂きたいと思ひます。

律の上に現わさなかつたものだと思ふのであります。又こういうような問題を法律そのものに明記すべきかどうかという点にも議論の余地があるかと思ふので、従来からさうな方針をとつて参つておるので、この際改めて保有量を法律中に明記するという考へは持つておりません。

○小林孝平君 それは甚だ政務次官の考へ違ひでありまして、保有数量というものはつきりと食管で定めになるものでありまして、不明確であるから法律に書けないという性質のものでないと思ふのであります。それから私は従来は非常に食糧事情が窮乏であるから場合によつては保有数量を割つてまで供出してゐなければならぬということがあるものだから、保有数量を明確に確保するという事を法文に書くことは事実上困難であるというので書かれなかつたものであらうと思ふのであります。このように政府に私たちが繰返し繰返し食糧事情は大丈夫かという質問をしてゐるのに対して、絶対大丈夫だ、そういうことはないと。農林大臣のごときは本年は麦の供出に対しては強権発動は絶対しないという様な樂觀をされてゐる現在では、保有量を單なる訓示規定としてでなく、当然法律の中に明記する必要があるかと思ふのであります。又特に私は先ほどの質問でも申上げたように、この麦の統制が緩和されます結果、万一反が不作である、或いは輸入食糧が十分入つて来ないというとき、單作地帯の農家にその供出が重くかかるという事を非常に不安に思つておつたのでありますから、なお更さういう意味からもこの保有数量をはつき

りと法律の中に書く必要があると、こゝういふふうに考へておるのであります。

○委員長(羽生三七君) 途中ですがちよつとお諮りいたしますけれども、今の連絡によりましてと農林大臣は本日はこの委員会には出ないと言つて自宅に帰られたのであります。大蔵大臣は外相官邸方面へ行かれてこれ又不在でありますので、先に申上げた農協再建整備並びに農業共済組合の損失の補填の件は両大臣がいなければ意味のないことになりまして、なお両大臣がいなくともこのまま質問を続行されますかどうかお諮りいたします。

○江田三郎君 今のような大臣が誠意のないことでは審議を継続したところで意味がないと思ふのであります。殊に先ほど委員長が言われたところの農協の再建整備、共済組合の不足金の問題につきましてはこれは緊急を要することでありまして、而もこの問題につきましては前回両大臣が出席された時に相当はつきりとした確約をなさつておる。それが今なおはつきりしない。そこに我々として大臣の政治的な責任を問わなければならぬやうな段階に来ておると思ふのであります。そういうやうな問題がはつきり明示されておるのに委員会を放つて置いて自宅へ帰るとか、或いは前以て連絡しないで他の方へ出て行くというやうな、そういう大臣の誠意のないことでは法案審議をしたつて仕方がないと思ふので、本日はこれで散会して頂きたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) 農林政務次官から發言を求められました。

○政府委員(島村軍次君) 農協再建の

問題と災害補償の問題については大体私も経過を存じておりますし、関係者が出ておりますので今日までの段階で一応説明を申し上げましてしてなお不十分であれば大臣の出席をお求めを願うようにお取計らい願ひたい。従いまして農協再建整備の問題と今までの経過を申上げる大体段階に達してありますので、経過を御報告申上げたいと思ひます。さういふお諮りを願ひたいと思ひます。

○飯島連次郎君 只今の二つの案件に關してはこの前の農林委員会において両大臣にはちやんと予約もしてあつた問題でありますから、而も本日の委員会に先立つて出席を要求して確約をしておつたのにもかかわらず一体自邸に帰るといふのは何事だ。私は審議を打切る前に両大臣に向つてどういふ理由で一体帰つたか、何時間、或いは何分後にはここに來れるのか、それを確認してから本日の委員会を打切るか、それとも所管の部課長のかたへに聞くか、そのあとにして頂きたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) それでは事務当局からなお重ねて両大臣に連絡をしまして、暫らくの時間のあとなお連絡がない場合には審議を打切ることにして、そしてその間審議を続けることにしたいと思ひます。

○江田三郎君 それはいつ頃結果がわかるのですか。

○委員長(羽生三七君) 政務次官のお話はいくつかありました。時間にしても十五分ぐらゐして連絡が付くと思ひますのでそれまでお待ち願ひます。

○政府委員(島村軍次君) 前段お答えを申上げて更に御質疑でなく御意見のようでごさいますから拜聴をいたしましたので、別に御質疑でなかつたと思ひます。

○片柳眞吉君 先ほど質問した問題に關連いたしましたのであります。非常にはつきりしたことが、先ほど政務次官から誰が幾ら消費してもかまわなという自由販賣、自由消費でありながら、輸入数量には変更がないというやうな認識で、まあ安孫子長官は或る程度殖えるという見解を以ておられるやうであります。当然私は殖えるというものが極めて明白な事実であるわけなんです。これはまあ次に廣川大臣が参りましたときには一つ質問したいと思ふのであります。さういふやうな極めてルーズな認識でこの重大なる食糧の統制を外すというやうなことは、私は非常に遺憾に思ふのであります。この点は一つ重ねて私は政府側に注意をいたしたいと思ひます。

それから只今小林委員から質問のありました点で私も質問したい点、米だけを管理する、統制をするという場合に、自家保有量を法律で定めるといふことを私はその必要性は認められておるが、具体的にその場合に全国を通じて米の保有量は同じにいたしますか。恐らく消費者のほうでは平均一合五勺なら一合五勺でこれはもう全部一様になると思ひますが、生産者の保有量を全国を一本にしますか。或いは適當なる差等をつける御方針でありますか。これは方針は私はきまつておると思ふのであります。

であります。その点につきまして一つ政府のお考えをお述べを願ひたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 先ほど食糧長官から申上げた通りに、余りに差等を設けることに對しましてはいろいろ議論があると思ひますが、或る程度の差等は設けるといふ考え方で進んでおります。

○片柳眞吉君 その場合にやはり米だけ四合という保有になりますか。それ、その点を一つお尋ねをいたします。

○政府委員(島村軍次君) 現在の方針を踏襲いたしまして麦のあるところはやはり麦を加えた計算になると思ひます。

○片柳眞吉君 そうするとさつききの保有量を全国一様にするかどうかということ、非常に相當の段差を付けるということになるかと結論はなると思ひますが、ですから米麦を同方とも管理しておつて、それを保有量を残して供出をするということがあればこれは米麦でとにかく四合になりますから、質的な問題はありましようけれども、とにかく量的には四合というものが均等に行くわけでありまして、麦はもう自由販売してもよろしいというやうなところになつた場合、差等をつけることは私はやはり納得が行かないと思ふのであります。如何でありますか。

○政府委員(島村軍次君) 例へば新潟あたりのやうな單作地帯と麦を作つておる地方との問題は、やはりある程度差等をつけることが適當であるか、かような考え方で進みたいと思つております。

○片柳眞吉君 それはちよつと私は理

解できないのですがね。米麦を両方とも管理しておればですよ。これは先ほど言つたような質の問題があります、現在でも。ですから米麦の保有率の問題、今でもあると思いますが、併しながらとにかく自由にすればそれは勝手に売つてもよろしい、全部売つてもよろしいわけでありまして。それにもかかわらず地域的な差等を付けるという点はどうも私はやはり不公平になると思うのですがね。

○説明員(立川宗保君) 便宜私からお許し願つて、これはいろいろ考え方はあろうと存じますが、麦が自由になりまして米麦二毛作地帯はともかく麦を作つて、米の単作地帯は米しか作らんといい農業状態です。そこで現在でも単作地帯と二毛作地帯とさういうところは米の保有の仕方について差等を付けております。この農家の食糧状態は変らないと、こういう前提でその間に差等を付けた、その米の保有率というものは現在と変らない。大体、米の単作地帯は四合米で持ちますし、それ以外に四合切れるとその他に麦なりいなりあるからそれで十分賄える。現在の農家食糧の状態を變えないというものがよろしいのではないかと、それが却つて全国一律に米麦両方作つておるところにおきまして一本の米の使用量にいたしますというところは、却つて御意見が先ほどありました、米の単作地帯が不利益を蒙るというようになつてくるのではないかと、いろいろなことも考へておるのであります。

○片柳眞吉君 これはいろいろ議論になると思いますが、ですから私は米と麦を同じ歩調で一定の保有量を残して

あとは全部政府に出すということとに、かく他には売れないわけですね、現在の管理制度で行きますと。そうしますと米麦を合して四合ということを出明はつくとおもうのであります。麦は外してしまつて全部売つてもかまわないから、その場合にはそれは四合と米の保有量との差額は麦で食へないといふことは、自由販売にともかく勝手にしてもよろしいという方向とは少くとも矛盾をするのじやないか。勿論私は実体的には別の議論から或る程度の段差をつけるという意見は立ち得ると思ふのであります。ともかく勝手にしろということでは段差をつけるということでは説明としては私は行きたくないと思ふのであります。議論になりますからむしろ別な論拠が出て然るべきだと思ひます。一応私はそれは打ち切ります。

○江田三郎君 それは打ち切らんでやつてもらいたいと思ひます。二毛作地帯というようになことを言われたところで、例えば二毛作地帯といつた所で蘭草を作つておるといつたような所もある。そういつたような場合に蘭草ばかりを作つて麦を作らんとすることもあり得るのであります。二毛作だからさういふところは米ばかり保有できないといふことはおかしいのであります。今片柳さんが言われましたように麦を自由にするといいながら農民の消費生活においては麦を統制するといふ結論になるのです、あなたの議論ですと。さういふような論理上一貫しないようなことは駄目です、もう少しはつきりやつてもらわないと。これは打ち切つてはいかん。(笑聲)

○説明員(立川宗保君) どうも説明員の方で議論に亘ることを申上げるの

は非常に工合が悪いのであります、一応私どもの考え方だけ申し上げさせて頂きます。これは麦の自由販売ということになります、それは麦の自由販売といふのは自分の家に全然麦を残さないで売つちまうといふことを前提にする、すべてを一〇〇%商品化する自由販売という工合には心得ておらないのでございまして。そこでそれは現在の農家の食生活の状態といふものは必ずしも麦の統制解除によつて現在と著しく変ることを予想するといふことは必要はないのではないかと。これはちやうど鳥の双翼のようなものでありまして、配給の方につきましても一合五勺の米の配給を十月以降も続ける、その場合には現在の米食率といふものを全般的な段差のあるかつこうに残すといふことと丁度同じように、農家の米の保有率といふものは現在と同じような段差の状態のまま続けて置いていいのではないかと、それが非常に自然のかつこうではないか、かように考へておるのであります。

○江田三郎君 これはもうこれ以上言いませんがあとでよく速記録を読んで冷静な頭で論理的に自分で検討してもらいたいと思ひます。そうしたら違つた答えが出るだらうと思ひますから、さういふ意味で打ち切るのではない、速記録を読んでもらうといふことでちよつと休む。

そこでついでに政務次官にお伺いするのですが、先ほど四月乃至六月の輸入食糧の外貨予算については何の変更もないといふことでありましたがその通りであるのか。若しそうであるならば一体四月から六月の食糧輸入の外貨予算は幾らにきまつたかといふことを

はつきりしてもらいたい。
○政府委員(島村軍次君) 打ち切られたといふような意味が新聞へ出たことは私も承つております。その後調べて見ますとその根拠ははつきりいたしておりません。従つてさういふことは政府自身ではまだ存じておりません。さういふ事情であります。

○江田三郎君 政府自身がはつきり存じていないといふのは打ち切られたのか打ち切らないのかはつきりわからんといふことなんですか、どういふことなんですか。こんなことを政府が知らんといふのはおかしい話だと思ひます。
○政府委員(島村軍次君) 新聞で出たことを直ちに事実として取上げることとはどうかといふことを申し上げておるものであつて、私どものほうではまだその情報を得ておりません。

○江田三郎君 承るると先ほど小林委員の質問に対して外貨予算は打ち切られたことではないと言つた答弁は、少し答弁が過ぎたことになるわけです。まだどういふ工合になるかわからんといふ、ペンデングな状態、こういうことなんですか。
○政府委員(島村軍次君) 現在のところは小林さんにお答え申上げた通りであります。

○江田三郎君 だからもう少しはつきりして頂きたいと思ひます。まだきまつていないといふことなんですか、ということであります。
○政府委員(島村軍次君) 現在のところありません。外貨予算を打ち切られるといふことはありません。

うようなことがあつた場合に、この食糧の需給関係に及ぼす影響はどういふことになりますか。

○政府委員(島村軍次君) さういふことは予想いたしておりません。

○江田三郎君 予想じやない。さういふことがあつたらどういふ影響があるかといふことなんですか。仮に外貨予算がゼロになつた場合にはどういふ影響があるかといふことなんですか。

○政府委員(島村軍次君) それはその通りに考へたらいふ問題だと思ひます。

○江田三郎君 そういふようなことを言うから我々は食糧問題について非常な不安を持つのですよ、さういふ答弁がその場でちやらんばらんで過ぎるかも知れんけれども、さういふ答弁が重なつて来て我々が食糧問題について不安を持つて、参議院の農林委員会として申入をしなければならんといふ事態になるのじやありませんか。もつとはつきりさういふことができませんか。更にもう一つ附加して伺ひます。来年度の七月以降のガリオアにおいて、食糧輸入に廻し得るものがどのくらい予想しておられるか、その点をはつきりしてもらいたい。

○政府委員(島村軍次君) 前段の問題については只今申上げた通りであります、将来御心配を頂く点に対しては我々も十分調査を進め、而してこれに対する対策も講じなければならんと思ひますが、今そのお話のようなことを前提として我々は政策を立てておるわけじやありませんので、それは意見の相違でありますからさうに御承知を願ひたいと思ひます。それからあのガリオアの問題もた

びたび申上げておる意見の範囲において調査した、或いは又こちらのほうでガリオアなり或いはコンマーシアルの割合というものについては多少の変更はありましようとも、それは差支えないという前提の下にお話を申上げておるわけであります。

○江田三郎君 今の答弁を消費者が聞きましたら私は非常にこれ以上不安がるのじやないかと思ひます。廣川農林大臣の政務次官として学ばれる点もたくさんあると思ひますが、廣川さんのようなちやらんばらんだけは一つ学ばれんようにして頂きたい。

○片柳眞吉君 私も今江田さんの御質問に關連いたしました、七月以降のガリオア資金の問題であります、私が得ました、これはまあはつきりしないかも知れませんが、私が最近キヤッチしました情報では、七月以降のガリオアは先ず見込がないという私は情報を得ておりますが、果してそういうような情報といひますか、大体の内示が政府側に伝わっておりますかどうか。それが第一点です。

もう一つはこれも最近来朝しましたアメリカのアンドリユウスという人です、このお方の記者会見で、要するに食糧は東南アジアの外米地帯等からできるだけ買ひなさいということ、アメリカが食糧の輸給について積極的に関係をするよりも何か南方地域との関係をやつたほうがよろしい、これは勿論外貨の点等からそういう意見も出ると思ひますが、これあたりを見て参りますとやはり相当アメリカあたりでは日本向けの輸出については、相当のやはり私は消極的な態度が出てゐるのではないかということを実はひそかに

心配しておるわけです。これも最近私がある従来の昵懇の関係でいろいろ話合つて見ますと、日本では勝手に今年の麦の統制を外して自由勝手たるべし、その日本がアメリカへ来ては食糧の輸出については、優先的に日本に対して割当をして欲しい、そういう要求は絶対に通らない。これは私は、まさしくそうと思ふのでありますけれども、政府がアメリカに対して食糧の日本向けの輸出に対して優先順位を与えてほしいというお考えを持つておると思ひますが、それを具体的にどの程度進めておられますか。又その矢先に国内の麦はこれから先八百八十万石の買入がむずかしいというふうなことになる、その關係に非常な私は悪影響があると思ふのであります、これはまあ農林大臣に私はむしろ御質問をいたしたいと思ひますけれども、この問題について本省のお考えをお聞かせ願ひたいと思ひます。

○政府委員(島村軍次君) 食糧の問題に關連をもちまして、当初からさような御心配のあることに對しましては我々も常に注意を怠らないつもりでおりますが、時あたかも先般見えました、只今御指摘のかたの新聞へ出たこともよく拜見をいたしておるのであります、併しこの情勢がどういふふうな御意見であつたか、或いは又新聞紙上のが果してさような意見であつたかどうかというふうな問題については、政府では研究を進めておりますが、それは受取つておりませんので、只今お尋ねの点については具体的にこの際申上げる材料の持合せがありません。

○片柳眞吉君 今一つ。私日本で統制を外してアメリカに対しては食糧をできるだけ日本に供給して欲しいというのは辻褄が合わないというふうに考えますが、その点のお答えを承わりたい。日本では麦の統制を外して自由勝手にして置いて、アメリカ等に対しては、必要量は是非一つ日本に輸入をして欲しいというのは向うに筋は通らんことだと思ひますが、この点をどう考えますか。

○政府委員(島村軍次君) たゞ／＼申上げます通りに、現在の需給情勢の上に立つて考えた結果が、先の三相会談として今日までその方針を踏襲するということでありまして、従いまして、輸入は現在やつて、輸入してある数量については十分確保ができる予定であります。従つてその輸入の確保ができれば、政府がやらんとしております麦の統制撤廃は需給上差支えないという結論から出ておるのであります、それ以上の問題になりますとこれは議論になると思ひますので。

○片柳眞吉君 今からこの国会で麦の統制を外してしまうという態度を決定すれば、今後の輸入確保に私は相當のマイナスになり、問題が起きやせんか、日本では食糧を勝手に自由にして置いてさうして日本で欲しい食糧はアメリカから優先的に供給して欲しいということは、これは少くともいい影響はないと思ふのであつて、ですから輸入確保にむしろ悪い影響が相當出て来るのじやないかということをお申上げたわけでありませう。併しこれは別途農林大臣にその点は質問したいと思ひますからこれ以上はいたしません。

は、今国会では皆さん方から麦の統制撤廃の可否について眞剣な論議をしてありますが、それに対して政府は既定方針に変わりはないということを毎回答弁されておられますが、併しこのさなかに実は麦の副産物である麩でありますとか、糠の発生工場に対して価格を抑えておるわけです。これは物価庁か食糧庁で行なつたのだと思ひます、と云ひながら麦の副産物である飼料向き等になつておられますが、麩、糠の価格をこれ以上売つてはなりませんという行政措置をとつておる。行政措置といひますけれども原料全部政府が握つておられますからこれぐらい実はきつい統制はないわけであつて、而もその統制は緩なり麩を作つておる製粉工場等だけであつて、それから先の転売した過程は一切抑えておらないわけです。こういうことも私は肝腎の麦そのものは外すと言ひながらその副産物である米糠なり、麩をこの三月から実際に行政措置ではあります、併し強力な統制を始めたといふことは、やつぱり私は首尾一貫せん、ここに私は証拠があると思ひます。私も何も他意あつて言うわけでは全然ないわけであつて、どうも到る所に政府のがつちりした方針がないというふうに私はどうも見えてならないのであります。これは私の意見でありますから、あえて答弁は要求いたしませんけれども、とにかく国会で麦の統制を外すと言ひながら片方では副産物の価格統制に着手しておるということは、少くとも国会の答弁だけであつてむしろ何か我々が侮辱されたような感じさえ感ずるのであつて甚だ実は遺憾に思ふわけであり

ます。これはあえて答弁を私は要求しませんがともかく首尾一貫せんといふことは随所に私は出ておると思ひます。重ねて一つ意見として申し上げます。

○政府委員(島村軍次君) 麩の問題に對する考え方はちよつと誤解があつてはいけませんので私から申上げて置きたいと思ひます。御承知の通り、最近の飼料事情が非常に逼迫して参りましたので、そこで政府の買上げた「とうもろこし」を主体として流して行くその一つの方法として麦、麩等の問題も取上げたわけでありませう。ところがこれは買入れたものを、普通の筋で行きますれば、入札に付して時価によつてやる、併しその時価は必ずしも飼料用としての場合には適當な価格でない。市場におきましては、むしろ思惑その他があつて一時品不足で釣り上げたというところは、これは御承知の通りであります。そういうふうな問題をこの際成るべく紐付きである麩の生産者によく話をいたしまして、指示価格を作つてさうして農家或いは需要者のほうへ、成るべく安く売つてもらふといふやうな考え方からとつた政策でありまして、別にこの麦の統制問題とは直接の關係のないことを御承知を願ひたいと思ひます。

○片柳眞吉君 又これ以上言ひませんが非常に關連があると思ふのです。肝腎の麦の統制を外すと言つて副産物の麦糠なり麩を統制する、これはまさしく今の答弁では了解できないのであつて、これ以上私は質問しません。

○江田三郎君 ついでに政務次官に答えてもらつて下さい。麦の統制を撤廃して、麩だけの統制を残すか、そのくら

いの答弁をせられたほうがいいじやないか。

○政府委員(島村軍次君) これは当然のことでありまして、そうからかつたような御議論や質問をされぬことを希望いたします。

○江田三郎君 あなたの答弁が人を馬鹿にしてゐる。からかつたというようなことを言われるなら、先ほどの答弁を取消して下さい。何ですか、先ほどの答弁は、どうなつておるかわからん、どうなつておるかからんといふようなことはつかりで、それで済みますか。からかつたような答弁はやめてもらいたい。こつちから言つて置きます。

○委員長(羽生三七君) 先ほどのお話で、両大臣の行方を探してから三十分になります、遂に連絡は遺憾ながらつきませんので。

○江田三郎君 先ほど申しましたように、共済組合の不足金の問題と、再建整備の問題はこれは緊急を要する問題でありまして、而も前回関係両大臣から本委員会におきまして相当きつぱりとした約束をなすつたのに、まだできていないという状態であります。この問題は何とかして早急に両大臣からもつとはつきりとしたお答えを受けなければならぬということになつておりますので、これはただ本委員会と言うだけでなしに、この問題について共済組合の末端、或いは農協の末端における不安というものは何とかして一日も早く解消してやらなければならぬ問題でありますから、改めて月曜に両大臣に出席されるように委員長の方から議長に成規な手続をとつて出席を要求して頂きたいと思ひます。

○飯島運次郎君 今の問題についてこれは私も非常に急を要しておるだけに、時間は多少遅延しても是非今日やりたいと思つておるのですが、未だに行方がわからんということであれば我々の時間でもそういつまで便々として空しうすることはできませんので、政務次官もおいででありますから私もこの以上の二つの案件に關してはできる限り月曜日に要求したいと思つております。先般の農林委員会において大蔵大臣は三月中にはこの農協再建整備の問題については処理をする。こういうことを明確に答えられておりますから、恐らく本日大蔵大臣、農林大臣がそのことを忘れておられるとは思ひませんので、明確にこゝで回答をするのには若干時間に又不足を感じておられるために善意に出られないと私は解したいのであります。よつて委員長を通じて特に政務次官には遅くとも来週の月曜日までには、三月中に必ず農協再建整備に關しては関係筋とも了解を得て、完全にこの法律案をこの国会に提出する段取りができたということをごに善処方をお願ひして置きたい、こう思ひます。

○白波瀬米吉君 今御意見の出でるように、両大臣で出て聞かしてもらうことが必要であります、今日まだ時間も大分早いですから大体の経過を政務次官が見えてゐるのであるから聞いたほうがいいのじやないかと思ひます。

○委員長(羽生三七君) 白波瀬さんの今御動議がありました、それをお諮りする前に、先ほど江田さんからお話があつた、大蔵、農林両大臣を成規の手続によつて来週月曜に要求するといふことを本委員会の中合せとしてきめて頂かないといふと、議長の方へ申し伝えることができませんので、それはさように決定することに御異議ございませんか。

○委員長(羽生三七君) ではさう決定いたします。本日なおこのあと審議を継続してはという白波瀬さんの御動議があつたわけですね。お諮りいたします。(散会、散会と呼ぶ者あり)まだ先ほど両大臣の出席を求めることについては農協再建の整備と、農業共済組合の連合会の事業不足金の問題、それだけで両大臣を要求されたように解釈されておる面もあるかと思ひますが、私はそれ以外の農業委員会並びに供出関係の手続法との関連において、先ほど片柳委員その他の各委員から御質疑のあつた食糧問題の将来の帰趨に關して、やはり大臣から確たる答弁を求める意味も含まれておると思ひますのでさう御了承をお願いいたします。

もう一つお諮りしたいのでありますが、明日は土曜日でありますけれども、先般来委員会に付託されました農業協同組合法の一部改正法案、なおそのほか急がれておる法律も一、二あるようでありますので、御了解をこの前得ておつたわけでありまして、明日土曜ではありますけれども委員会を開きたいと思ひますが如何でございますか。

(異議なしと呼ぶ者あり)
○委員長(羽生三七君) 午前中だけでございませう。

○片柳眞吉君 説明される池田さんは

明日御出席になるんですか。

○委員長(羽生三七君) 池田さんは本日御出席されませんので明日を待つたわけでありませう。

○委員長(羽生三七君) それではもう一つお諮りしたいことがございませう。それは先日当委員会が蚕糸対策について政府に申入れたわけでありまして、それに対して若干新しい情報も入つておりますので、白波瀬さんから御発言があることになつております。

○白波瀬米吉君 先だつて蚕糸業に対しての申入をいたしましたのでありますが、その中の第二項であります。第二項の問題は戦時中の蚕糸統制会社並びに蚕糸協会の清算剰余金の措置の問題であります。実はつと以前から蚕糸協会から価格差益金を七十億六百万円納付することになつておつたのであります。そのうち今未納になつてゐる分は十五億五千万、その十五億五千万というものを是非蚕糸の対策の基金として当ててもらいたいということ、これは衆議院の方から申入れをしておつたのであります。ところが、それは閉鎖機関の関係のアンチラストを担当してゐるウォール氏がどうしてもそれは至急に納入しなければいかん、こういうようなことが頻りにやかましう言われておつたので、それでそのうち五億だけは政府のほうとして大体本年度中に必要だ、あと十億はそれは少し延ばしてもいい、こういうようなことであつたのでありますが、併しながら最近になつてどうしても至急に納めろというような通知が参つてゐるので、結局それに適當する金を蚕糸の適當な対策ができたときには予算上考慮するということを開議で大体き

めてもらつたわけでありませう。それでありませうから、それと併行してかねて申入れしておつた蚕糸協会の十二億八千万、それから蚕糸統制会社の一億、これのうちこれを全部いわゆる指定寄附にしましう、こういうことが大体大蔵省のほうの了解も得られまして、残る問題はいわゆるOKを取る段取りに実はなつてゐるのであります。それまでの順序は全部済みませう。そうして今日午後四時頃にはその英文にしたのが全部揃うことになつてゐる。ところが今日までの二カ年に亘つて業者から何回も何回もこうした問題を糸価安定という名がついておつたわけでありませう、ともかくもこうした問題を司令部に持込んでおりました、ところがいづれもこれは容認されない、それで業者からまあ行つたんでは到底見込がないといふことで、結局この衆参両院の、而も有志ではこれはいかにから結局農林委員会によつていわゆるOKを取らうじやないかといふような段取りに実はなつておりますので、衆議院のほうにおいて農林委員会で、できれば本日中には、今日間に合はなければ明日の午前中に申入れをしましう、こういうような段取りになつておりますので、それと同じに、参議院の農林委員会としてもこれを申入れてもらいたい、こういうようなところまで実は進んでゐる。これが若しや幸いにしてOKが取れば約三十億に近い蚕糸に対する一つの基金ができるわけでありませう。是非一つ皆さん方これを御諮りいたしまして、参議院の農林委員会としてOKが取れるようにならうにお運びをお願いしたいと思ひます。

それから結局結論的に申しますと十

二億八千万という金は製糸、蚕糸輸出、養蚕各団体が元は二千万円を出資しましてそれによつて生れた金なんです。それでその各団体のいわゆる指定寄附の同意書がありますので、その同意書は全部取つたんでありますが、結論的に言うと、そのうち一億だけは差当り、いわゆる海外宣伝費が要るのと、それから又一般養蚕指導に使いたいというようなことで、結局その中のいわゆる税金を払つて残り一億だけは業界のほうではつまり各種団体の共同保管として差当りの使ひ金を残したい。その残つた金を指定寄附、蚕糸業の対策に対して指導してほしいという指定寄附をお願いするわけなんです。その案文の中には糸価の安定とか或いは糸価対策というようなことを書くとも通らないので、蚕糸振興となつておりますけれども併しそれが通ればいわゆる合せて三十億に近い金で蚕糸の適当なる対策を作ろう。こういう狙いなのでありますから、是非一つ委員会として取扱をお願いしたいことをお願いいたします。

○委員長(羽生三七君) ちよつとお話いたしました。只今の白波瀬さんのお話は根本的には先般の当農林委員会の申入事項の線に沿つていたので了解できると思いますが、今度関係筋に交渉するというのが成規の法案の形をとると思ひますので、一応それ〴〵会派の了解が要るのではないかと思ひますので、今の白波瀬さんのお話に基づいてそれ〴〵会派の了解を得て最も早い機会に多分結果としては御要望に沿うと思ひますが、そういう手続きをとつて委員会の取扱事項としたら如何かと

思ひますが。○岩男仁藏君 これは別に会派の……○委員長(羽生三七君) いやところが法案がこゝで準備できておるのですからこれによつて今……

○白波瀬米吉君 それでは重ねてお願いいたします。衆議院のほうは今日多分午後には向うに届けようと言つておりますからそれとあんまり遅れてはおかしいから、それこそ前後して参議院のほう及早くてもいいのだからということ言われておりますからとにかく至急に一つお願いしたいと思ひます。

○委員長(羽生三七君) ちよつと白波瀬さんにお尋ねいたしますが、両院から法案を出すということはないと思ひますが、衆議院先議で衆議院議員立法になると思ひますが、参議院はそれに呼応して申入に援助するということがよければ……

○白波瀬米吉君 結局そういうことになると思ひます。衆議院のほうで扱うようなことになつてゐるらしいのです。

○委員長(羽生三七君) 如何でございましょう。衆議院のほうでその法案に基いて関係筋に折衝に参つたら、同時に参議院もこちらから援助するという形で参つたら如何でございましょう。

○白波瀬米吉君 同時なんです。又時間的に多少ズレがあつてもかまわんと思ひますが、同時に両院から出るというのはどうでしょう。

○委員長(羽生三七君) ちよつと白波瀬さん、そういう意味で結構です。

○委員長(羽生三七君) ちよつと白波瀬さん、そういう意味で結構です。

ならいでしよう。……それではそういうことで御了承願ひます。それでは本日はこの程度で散会したいと思います。午後三時四十分散会。出席者は左の通り。

理事

委員長 羽生 三七君

委員

片柳 眞吉君
岩男 仁藏君
岡村文四郎君

白波瀬米吉君
平沼彌太郎君
宮本 邦彦君
江田 三郎君
小林 孝平君
三橋八次郎君
三輪 貞治君
赤澤 與仁君
飯島連次郎君
加賀 操君
溝口 三郎君
三浦 辰雄君

政府委員

農林政務次官 島村 軍次君
農林省農政局長 藤田 巖君
食糧庁長官 安孫子藤吉君

事務局側

常任委員 安樂城敏男君
会専門員 倉田 吉雄君
会専門員 立川 宗保君

説明員

食糧庁総務 部企画課長 立川 宗保君

昭和二十六年四月七日印刷

昭和二十六年四月九日発行

參議院事務局

印刷者 印刷所